

介護保険の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、市町村の介護保険サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、皆さんの所得に応じて段階的に設定されています。

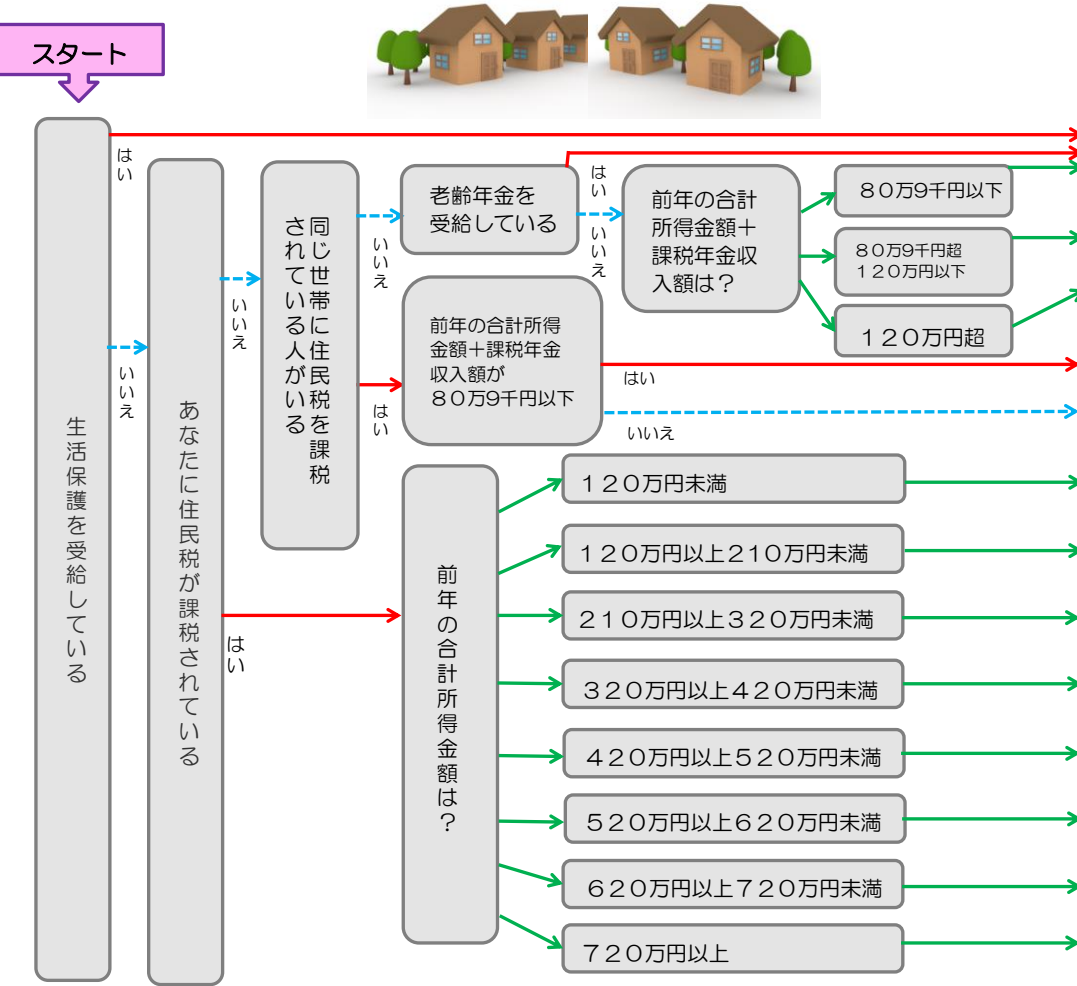
保険料は基準額をもとに決まります

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。保険料は、基準額をもとに、所得の低い人などの負担が大きくなりませんよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

- 老齢年金とは
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- 合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療控除などの所得控除をする前の金額です。



あなたの介護保険料は？



第9期保険料（基準額6,400円） 令和6年度～令和8年度			
令和7年4月より、第1・2段階、第4・5段階を区分する基準となる金額が、80万円から80万9千円に変わりました。			
区分		負担割合	年額保険料
第1段階	○生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万9千円以下の人	基準額 ×0.285	21,890円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万9千円を超え、120万円以下の人	基準額 ×0.485	37,250円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.685	52,610円
第4段階	○本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万9千円以下の人	基準額 ×0.900	69,120円
第5段階	○本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円を超える人	基準額	76,800円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.200	92,160円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.300	99,840円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.500	115,200円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.700	130,560円
第10段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	145,920円
第11段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.100	161,280円
第12段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.300	176,640円
第13段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.400	184,320円

※1 第1～第3段階の保険料は、公費にて負担軽減を行った後の保険料率および保険料額です。